



滝野総合公園体育館 スカイピア（加東市河高）

年頭のご挨拶

兵庫県行政書士会東播支部

支部長 立花 義房



新年を迎え、謹んで年頭のご挨拶を申し上げます。

平素は当支部運営にご理解とご協力を賜り、誠に厚くお礼申し上げます。本年もどうか当支部事業運営にあたり、会員の皆様方のご協力をお願い申し上げます。

昨年は混迷した安倍内閣から福田内閣へ、同様に本会に於いても栗蔵前会長から東本会長に引き継がれました。今まだ混迷から修復の段階を推移しているのではないのでしょうか。

参院選に於いて自民党が惨敗しました。この惨敗の一要因として国民への説明責任を果たさな

かったことが上げられます。国民にしっかり説明する義務がありながらそれを怠ったからです。私たち行政書士も依頼者に対して説明責任があります。依頼者にしっかり説明し、納得して貰ってこそ信頼される街の法律家になれるのです。また、耐震偽装に続き耐火材偽装・食品偽装が行われ、国民からは法令遵守が今強く求められています。この法令遵守が前提に契約等取引が行われています。ほんの一握りの不正者により全体に規制がかかり、建築では確認が予定日に下りず、建物が予定どおりに建てられず、日本経済にも悪影響を及ぼしています。同様に、行政書士の一握りの不正者によって、行政書士全体が不正者と見られ、社会貢献どころか資格剥奪団体になりかねません。法令遵守し、社会貢献を果たせる資格業界への再生が急務に思われます。

最後になりましたが、今年も皆様方並びにご家族の夢多く実り、豊かな年でありますようお願い申し上げますと共に、皆様方の変わらぬご支援ご協力をお願い申し上げます、年頭のご挨拶とさせていただきます。

行政書士は、まちの身近な相談相手

平成20年度に向けて、経営事項審査の方向性

村 上 紀 文

平成20年度、経営事項審査の改正の概要

- ① 現行の経審における評価の現状、建設業の経営環境や企業評価に関する考え方の変化、入札制度改革の進展を踏まえ、経審が企業努力を適切に評価し、企業経営の実態を的確に反映したものとなるよう見直す
- ② 公共工事の発注の公正を確保するため、虚偽申請を徹底して排除する
- ③ 企業経営の効率化を図るために企業が行う企業形態の多様化等の努力を経審が阻害しないようにする
- ④ 公共工事の発注者が競争参加資格審査や入札参加資格等の場面で経審を適切に利用できるようにする等の4項目を踏まえて改正案が提出されています。

(1) 評価項目及び基準の見直し

★現行の完工高評価点(X1)、自己資本額及び職員数評価(X2)は完工高、利益、自己資本をバランスよく加味した規模評価へ

[完工高評価点(X1)]

- ① ウエイトを0.35から0.25に引き下げる
- ② 上限金額を2,000億円から1,000億円に引き下げ、評価点の上限も現行の2,616点から2,200点ほどに引き下げる
- ③ 評価点の下限を現行の580点から400点ほどまで引き下げる

[自己資本額及び職員数評価点(X2)]

- ① ウエイトを0.1から0.15へ引き上げる
- ② 現行の年平均完工高との比率を見るのではなく、自己資本額と利益額の絶対額を概ね1:1の割合で評価し、評価点テーブルに当てはめて評価点化する
- ③ 利益額はEBITDA(利払前税引前償却前利益=営業利益+減価償却費)を採用する
- ④ 職員数の評価点は廃止する

★経営状況評価点(Y)は新たな8項目の指標評価へ

- ① 営業キャッシュフローや利益剰余金などの絶対額で評価
- ② 流動・固定の区分によって影響の出る指標は1指標だけとなり、勘定科目の差異による評価点差を減少させる評価

★技術力評価点(Z)よりの確かな技術力評価へ

- ① ウエイトを0.2から0.25に引き上げる
- ② 元請のマネジメント能力を評価する観点から、新たに元請完工高を評価
- ③ 法令に基づく制度化を前提に、基幹技能者を優遇評価
- ④ 一人の技術者を複数職種で重複カウントすることを制限(1人2職種まで)

★その他の審査項目評価点(W)社会的責任の果たし方によって差のつく評価点へ

- ① 労働福祉の状況や防災協定の締結、営業年数等について加点
- ② 労働福祉の状況の減点の幅を拡大するとともに、W全体の評価点を引き上げる
- ③ 法令遵守状況(建設業法に基づく行政処分)を評価対象に追加
- ④ 経営の信頼性向上の取組み(会計監査人の設置等)を評価

現 行			改 正 案			備 考
W 1	労働福祉の状況	30	W 1	労働福祉の状況	45	★「賃金不払件数・工事の安全成績」は廃止。 ★退職一時金制度と企業年金制度の導入はどちらか一つにあれば良くなる。 ★法令遵守状況と研究開発の状況を新設。 ★建設業経理の状況は監査の受審状況を付加。 ★各項目点数配分の変更を予定。
	雇用保険未加入	-15		雇用保険未加入	-30	
	健康保険・厚生年金未加入	-15		健康保険・厚生年金未加入	-30	
	賃金不払件数	-15				
	建退共加入	7.5		建退共加入	15	
	退職金一時金制度の導入	7.5		退職金一時金もしくは企業年金制度導入	15	
	企業年金制度の導入	7.5				
	法定外労災への加入	7.5		法定外労災への加入	15	
W 2	工事の安全成績	30				
W 3	建設業の営業年数	30	W 2	建設業の営業年数	60	
W 4	公認会計士等数	10	W 3	防災協定締結の有無	15	
W 5	防災協定締結の有無	3	W 4	法令遵守状況	-30	
★現行経審の合計値は108点です。 ★改正案の合計値は175点です。 (ただし、監査の受審状況と研究開発の状況を除くと130点です。)			W 5	建設業経理の状況	30	
				監査の受審状況	20	
				公認会計士等数	10	
			W 6	研究開発の状況	25	

- 虚偽申請を強化した改正になりますが、具体的なペナルティとして国土交通大臣の許可業者に対して適用される監督処分基準（多くの都道府県知事もこれと同様の内容により監督処分基準を作成）においては、経審の虚偽申請を行った建設業者に対しては、15日以上営業停止処分が課せられることになっていますが虚偽申請の排除の徹底を図るためこれを倍増することとなります。
- 完工高がゼロの時のX1評点は、580点から400点に引き下げられる。
- 技術力評点（Z）の総合評定値P点に対するウエイトが20%から25%にアップします。
技術力評点（Z）の元請のマネジメント能力を量的に評価するために元請完工高が技術者数と平行して業種別に評価されることとなります。
- 自己資本額・従業員数評点（X2）においては、従業員数評価が廃止され同時に自己資本評点（X21）も年平均完工高の割合計算から絶対額に変わり、従業員数評点（X22）は利払前税引前償却前利益EBITDA（営業利益＋減価償却費）になり絶対額評価となります。

以上のように抜粋にて経営事項審査の改正の方向性を記載しましたので、業務のご参考にしていただければと思います。

第19年度第1回土地開発分科会研修会開催

田中琢磨

去る11月27日、加西市内にあるアステアかさいにおいて、平成19年度第1回土地開発分科会研修会が開催されました。加西市役所より2名の講師を迎え、参加会員15名で行われました。

研修会前半では、加西市建設経済部都市計画課主幹大古瀬様、同課職員堀中様より、加西市で平成19年より運用されている市街化調整区域における特別指定区域制度につき、資料や加西市の地図を使って丁寧に説明していただきました。

これまでは、市街化調整区域内において、農家住宅、分家住宅、既存宅地住宅（現在は廃止）しか建築できませんでしたが、今後は、特別指定区域（地縁者の住宅区域）内において、農家住宅、分家住宅、地縁者住宅が建築できるようになり、市街化調整区域における建築制限が緩和されたとのことでした。

研修会前半の最後には質疑応答が行われ、参加者からこの制度についてのいろんな質問がなされました。講師の方からは、市街化調整区域内での人口減少に歯止めをかけるためにも、この制度を大いに利用してほしいとお話もありました。

休憩後には、田中清会員より都市計画法（開発許可制度）改正についての説明があり、約2時間の研修会が無事終了しました。

この研修会でのメインテーマだった地縁者住宅制度は、集落周辺に10年以上居住していれば、線引き以前から所有していなくても、また新たに土地を取得した場合であっても、許可を得て住宅が建築できるというものであり、今回の研修を受講して、これからの市街化調整区域内での住宅建築ではこの制度が一番よく利用される制度になっていくだろうなと思いました。



行政書士試験監督員に参加して

上井秀勝

平成19年11月11日、行政書士試験が全国一斉におこなわれました。兵庫県では、甲南大学（神戸市）と兵庫県立大学（姫路市）の2会場で、3千数百人の受験生が試験に臨みました。

当日東播支部からは、試験監督員の委嘱を受けた5名が加東市役所前に集合し、1台の車に乗り合わせ甲南大学へ向かいました。

午前中は、主に打合せと会場の設営をおこない、受験生の受け入れ準備に取り掛かりました。

12時前には多くの受験生が参考書や問題集を開け、真剣な面持ちで試験会場建物前に待ち構えており、そんな様子を見ながら私が受検した10年前を懐かしく思い、最近の合格率を考えると尚更10年前であったこと

に安堵しました。

12時30分に受験生へ試験注意事項の説明が始まり、13時試験開始、16時試験終了の日程。試験開始前に問題用紙、解答用紙を配り、試験中は受験生名簿の顔写真を見ながら本人確認をしたり、音をたてないように巡回したり、トイレに付き添ったり等々。結構、気を使います。

試験も無事終了し、後片付けを終え、日当を受取り、17時過ぎに監督員の任から開放されました。

年に一度しかない試験。駄目ならもう一年頑張らなければなりません。合格したとしても開業すれば、試験合格という目標がスタート地点であることに気がきます。いずれの場合も大変なことです。そう感じた一日でした。

土地開発分科会業務資料

田 中 清

平成19年11月30日から改正都市計画法が施行されています。

改正内容についてお知らせします。

また、都市計画法の改正により兵庫県開発許可基準が改正されています。

- ・都市計画法第34条第1号の日常生活店舗
- ・同法第34条第8号(改正法第9条)の沿道サービス施設
- ・コンビニエンスストア

上記について基準の見直しが行われています。

市街化調整区域における開発許可の弾力的運用について

地域の活性化を図るため、市町又はまちづくり協議会等のまちづくり団体が策定する土地利用計画と連携した開発行為を認める区域を指定する特別指定区域の指定が実施されています。

東播支部内では、平成17年11月4日に小野市集落地区(47地区)、平成19年4月3日に加西市集落地区(104地区)が指定されています。

これらの地区内では、地縁者の住宅の建築が可能になりました。

地域や内容については、各市役所に問合せて確認してください。

都市計画法改正に基づく開発許可制度の改正に関する取扱について

1. 改正都市計画法施行日

平成19年11月30日

2. 改正法の適用の有無について

改正法施行時において既に行われている開発行為及び建築行為は、その計画を変更しない限り従前の法により引き続き行うことができます。ただし、従来許可不要であった開発行為のうち建築行為未着手のものについては、改めて建築行為に着手する時点の法に基づく許可が必要です。

3. 新たに許可等が必要となる行為について

1) 公共公益施設(社会福祉施設、医療施設、学校)の取扱いについて

都市計画法第29条第1項第3号本文において許可不要な建築物とされていた「社会福祉施設、医療施設、学校教育法による(大学、専修学校及び各種学校を除く。)」の建築を目的とする開発行為は、開発許可を要します。

2) 国、地方公共団体等が行う開発行為等に関する協議制度の導入

国、地方公共団体等が行う開発行為及び市街化調整区域において行う建築行為について協議が必要となります。この際の協議基準は、許可基準と同等となります。

4. 大規模計画開発基準の廃止

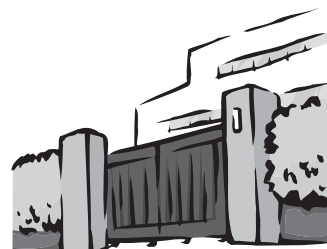
市街化調整区域において、大規模計画開発を例外的に開発許可可能とする都市計画法第34条第10号イの基準は廃止されます。改正法施行日以後は、当該基準に関わる開発許可の変更が生じた場合、計画の変更を行うことはできず、一旦当該開発行為に関する工事の廃止を届け出た上で、改めて改正法に基づき開発許可を受ける必要があります。

●お問い合わせ先

兵庫県各県民局県土整備部建築課

兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課開発指導係

T E L. 078-341-7711 (内線4848)



〔開発行為の許可基準等の適用に関する一覧表〕

下線部については都市計画法の改正により平成19年11月30日から削除される内容。

区 域		許可が不要なもの	開発許可の基準
線 引 き 都 市 計 画 区 域	市街化区域	①開発区域面積が1,000㎡未満 (阪神間都市計画区域等一部の区域は500㎡)	ア技術基準(法33条各号に適合すること) ・用途地域、地区計画等への適合 ・道路、公園等公共空地の確保 ・排水施設、供給施設の整備 ・地盤の安全装置、区域の選定 ・表土の保全、緩衝帯の設置 ・関係権利者の同意 ・申請者の資力・信用 など
	市街化調整区域	(開発区域面積による除外規定はない)	イ立地基準(法34条各号のいずれかに該当すること) ①周辺居住者のための日常物品販売・加工・修理等及び
		②農林漁業者用の住宅・農機具収納施設等(ただし、市街化区域では許可が必要) ③公益上必要な施設 鉄道施設、公民館、 <u>社会福祉施設、医療施設、学校</u> 等 ④国、県が行うもの (指定都市、中核市、特例市、事務処理市を含む) ④都市計画事業 ⑤土地区画整備事業 ⑥市街地再開発事業 ⑦住宅街区整備事業 ⑧防災街区整備事業 ⑨公有水面埋立事業 ⑩非常災害の応急措置として行われるもの ⑪通常管理行為等	ア市街化区域欄の技術基準 イ立地基準(法34条各号のいずれかに該当すること) ①周辺居住者のための日常物品販売・加工・修理等及び
	非線引き都市計画区域	開発区域面積が3,000㎡未満	ア市街化区域欄の技術基準
	準都市計画区域		
	準都市計画区域及び都市計画区域外	開発区域面積が1ha未満	上欄②、③、④、⑨、⑩、⑪

直接の事務は29条1項3号に

許可要

立地基準追加

社会福祉施設、医療施設、学校

協議制に移行

〈地区計画へ〉

「大規模計画開発」規定の廃止

→20ha以上(東、中、西播は5ha)で計画的な市街化を図る上で支障がないもの

・分家住宅、収用移転建物等の市街化区域で建築することが困難・不適合で、かつ、周辺の市街化を促進しないもの

開発指定区域

特別指定区域

〈国・検討の特例〉

国及び県等が開発行為を行う場合、許可に替え「協議」が必要(※法29条1項各号にあげる開発行為は除く)

・(国・県等)：国、都道府県、許可権限を有する10市(〈政令市〉神戸市、〈中核市〉姫路市、〈特例市〉尼崎市、明石市、加古川市、宝塚市、〈事務処理市〉西宮市、伊丹市、川西市、三田市)、(独)都市再生機構、(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構、(独)空港周辺整備機構、日本下水道事業団、地方土地開発公社、地方住宅供給公社

・(協議内容)：許可に同じ

※参考(建築基準法の特定行政庁〈12市〉：上記10市+芦屋市・高砂市) H19.4 現在



東播支部研修旅行記

厚生部長 小林 克行



平成19年度の東播支部厚生部の事業として、去る平成19年11月17日、18日の2日間にわたり北陸山代温泉へ旅行を企画いたしましたところ11名の会員が参加されました。

17日午前8時30分に加西市役所駐車場を出発し、加東市役所駐車場を経由して一路北陸へと向いました。車中、立花支部長より挨拶の後、11日に行われた平成19年度の行政書士試験問題と予想解答を参加者全員に配布され、一同は熱心にその問題と取り組み悪戦苦闘しておりました。

午後2時30分に禅宗の総本山である永平寺に到着、一同参拝を兼ねて広大な伽藍の中を見学しましたが、建物内にいくつもの階段があり日頃の運動不足で見学途中で暫し座って休憩する場面もありました。参拝を終えてバスに乗り込む前に、数人の会員がその駐車場の管理人さんから、永平寺の歴史についての説明を熱心に聞き入っておりました。

午後5時、宿泊場所の瑠璃光に到着、日頃の業務と旅の疲れを癒すため温泉に入浴した後、午後6時30分より懇親会に移り参加者の自己紹介をしながら和やか

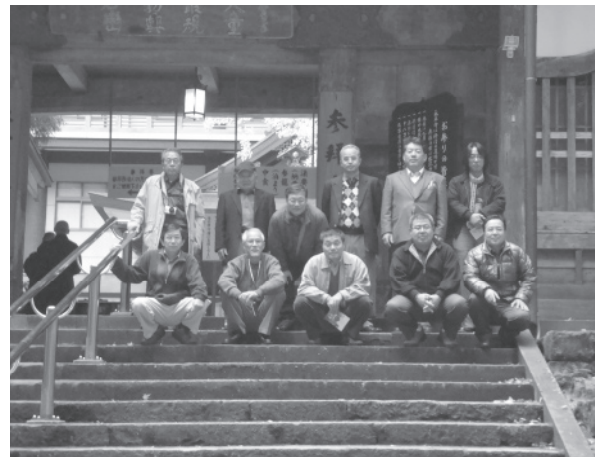
な雰囲気の中で懇親会も盛り上がりしました。

翌18日はあいにく雨模様で、九谷焼や海産物の土産物店を廻り、加賀百万国で有名な金沢の兼六園に寄り、昼食の後、休憩所のガイドさんの案内で兼六園を見学しました。兼六園の由来や歴史について美人のガイドさんの巧みな話術に引き込まれ皆さんも熱心にその説明を聞き入っておりました。

見学を終えて休憩所に戻ったとたん電を交えた土砂降りの雨が降り出し、その雨の中をバスの駐車場まで帰ってきました。

午後2時に兼六園を後にして、一路帰途につき午後8時全員無事に帰着解散しました。

この親睦旅行は、会員の親睦を図り、日常業務について会員間の情報交換のため、年に一度厚生部の事業として行っておりますが、出来るだけ多数の会員の皆様に参加いただけますようこの紙面を借りてお願い申し上げます。



「法の日」無料相談について

岸 本 憲 明

昨年9月29日(土)午前10時から午後4時まで、加東市社の『やしろショッピングパークBio ジャスコ社店』において、土地家屋調査士との共催で開催致しました。9時30分頃から、看板、テーブル等の会場準備。一方、アピール隊員は、リーフレット、ポケットティッシュ、花の種等を会場周辺で配布。10時には準備を済ませ、相談者を待ちました。10分経過後で、早速、相談者あり。この後も、あまり途切れる事なく、午前中だけで8～9人あり。相談内容的には、相続関係や土地関係といったところが多くありました。手際よく、日頃から鍛えた(?)会員の応答により相談者も納得されている様子で、我々、行政書士が「諸手続の羅針盤」役になり、「街の法律家」であらなければならない事を再認識させられました。

午後からは、少し時間的に余裕が出来ましたが、農地関係、保険関係、会社の賃金関係の相談者も、5～6

人程度続きました。

毎回を通して言える事ですが、相談会を事前に知って来られる方が多く、やはり、事前に新聞や地元広報紙等で十分アピールを行なったり、場合によっては、本会によるラジオ等の報道機関を活用する等、まずはたくさんの相談者に来て頂く事が必要であると思います。

定刻の4時に終了し、快い疲労感とともに、会場を後にしました。



事務所 訪問記

広報部 橋本一弘

岩本 泉 事務所
11月6日(火曜日)訪問



今回は、前支部長の岩本 泉 会員の事務所を訪問させて頂きました。加東市新定の中心地で、近くに東条川が流れる自然豊かな環境の中にありました。岩本会員は昭和54年2月に行政書士事務所を開業され、建築士事務所(工務店経営)を兼業されています。

5年ほど前に自分で建築されたという、巧の技によるこだわりの事務所は、広々と造られていて羨ましいかぎりです。一階二階の壁一面には岩本会員自身が描いた絵画や趣味の写真が飾られてあり、事務所というより、ギャラリーやアトリエのような印象を受けました。

現在の仕事量は工務店関係のほうが多いそうですが、行政書士業務では、農地関係や建設業関係の仕事が中心とのこと。資格は20代の頃に向学の志に目覚め、建築士、建築技能士、宅建、行政書士の試験に挑戦し、次々に取得されていったようです。

趣味の絵画(油絵)は本格的で、実際に海外に出かけて行って、美しい風景を描いてこられるそうです。そういえば支部の研修旅行で美術館を見学したとき、なんて造詣が深い方だろうと驚いたことを思い出しました。イタリアのフェレンツェで風景画を描いているときに、偶然撮影された写真が旅行会社のポスターになったエピソードを教えてくださいました。確かにポスターになった大きな写真には岩本会員が景色を描いている後姿がくっきりと写っていました。

書斎には「昭和史」等の書物が多数ならび、歴史問



題等ひとたび話し出したら、人を虜にする奥深い知識は、こういうところから得られるものだということが理解できました。

最後に、お忙しい中にも拘らず終始気持ちよく対応頂きまして本当にありがとうございました。人生のモットーどおりに生きておられる岩本会員を羨ましく思い、今後ともますます発展されるますことを広報部一同心よりお祈り致します。

インタビュー

■開業のきっかけは？

最初は副業としてスタート。

■事務所のセールスポイントは？

迅速丁寧をモットー

■休日などの余暇はどう過ごされていますか？

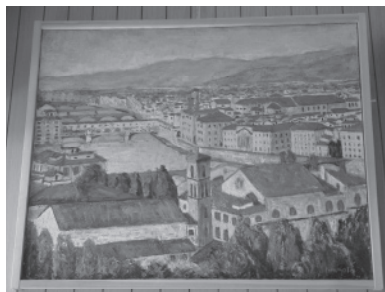
映画を見るか、絵(油絵)を描くか、写真を撮るか。

■人生のモットーは

「行雲流水」留まることなく流れていく水、どこまでも自由で束縛されない人生を楽しもう。

■最後に新入会員へのアドバイスを教えてください。

「人生全て塞翁が馬」



陶芸 芸は身をたすく？

吉田 稔

私と陶芸との出会いは、経営者の集まりの会である人の紹介による。私は以前から陶芸に興味があると話していると、「いい人がいる」といって、陶芸教室ではなくて、同好会というか陶芸家入門といったかたちであった。

ある陶芸家のもとに5～6人の門下の人達が、作品の制作に先生からアドバイスをいただきながら腕を磨いているといったかたちであった。私がおそらく最後の弟子なのかもしれない。

私が入門した時は、同好会のみなさんは相当のベテランで、私だけが全くの下素人ということもあり、先生はじめみなさんが私を指導して下さったこともあ

て、比較的短期間で多くのことを修得できた。

普通、土もみ3年といったら、菊もみができるまでかなり時間がかかるらしいですが、短期間でできるようになった。又、ロクロもマンツーマンで先生より直に指導を受けたこともあって早く上達できた。

陶芸をはじめて、色々な人との出会いがあったり、税理士や行政書士の先生方からの問い合わせも多く、行政書士のある会員を通じて遠く先輩からもお礼の電話をいただいたりもした。数年の間、陶芸を通じて色々なドラマがあったように思える。議員になってからは休んでいるが、又、再び始められることを切望している。



ギャラリーコーナーにて

新入会員の紹介

キシ モト カズ フミ

●入会年月／平成19年8月

岸本 一文

●事務所／小野市西本町574番地の50 TEL.0794-62-3305

この度、東播支部に入会いたしました岸本一文と申します。行政書士として登録をして3箇月が経過しましたが、実質的な業務はまだ開始しておりません。私の得意分野は自動車登録・車庫証明関係ですが、今後は専門部会等に積極的に参加して勉強していきたいと考えておりますので、ご指導の程よろしくお願い申し上げます。

ツチ モト マサ オ

●入会年月／平成19年10月

土本 正男

●事務所／西脇市鹿野町1050番地の2 TEL.0795-23-3752

この度、東播支部に入会させて頂きました土本正男です。行政書士試験に合格してから30年近く経ちますが、その間、環境関係の仕事に従事してまいりました。思うところあって行政書士として登録させていただきましたが、先ず、ふさわしい資格者となるべく勉強し直すところからスタートしたいと存じます。

東播支部会員の皆様には、今後ともご指導ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

もうコンパニオンとは呼びません！

通産大臣認可を受け私たちは〈レセプタント〉となりました。
さらに洗練された質の高いおもてなしをご提供いたします。

パーティレセプタント
イベント・企画・司会



日本バンケット事業協同組合加盟 通産大臣認可-8産第1168号

パーティレセプタント **ケリーカンパニー**

代表 川原 まゆみ

〒670-0056 姫路市東今宿4-6-12 TEL (079) 295-4778 FAX (079) 295-4517
E-mail: kerry@cronos.ocn.ne.jp

編集後記

平成20年新年号もおかげさまで無事に発行できるはこびとなりました。昨年中はなにかとご協力頂きまして、誠にありがとうございました。いよいよ2008年のスタートです。今年が皆様にとって素晴らしい年となりますよう心よりお祈り申し上げます。(広報部一同)

東播支部会員動向 (H19年12月現在)

会員数／96名

西脇市／21名・多可郡／7名・加西市／26名

加東市／20名・小野市／22名

新築・リフォーム・住宅設備機器

“長年培ってきた大工”だからこその、新築・リフォーム・増改築の設計施工・住宅設備機器などトータルなご提案をします。

(株)ユタカ工務店

〒679-1123 兵庫県多可郡多可町中区西安田660-2
TEL.0794-32-5252
FAX.0795-32-5253

ぎょうせい はりま No.60

発行日／平成20年1月1日

発行人／立花 義房

発行者／兵庫県行政書士会 東播支部

〒675-2431 加西市嶋町29番地 立花義房事務所内

TEL (0790) 45-0276 FAX (0790) 45-0742